

横浜市障害者虐待防止・対応マニュアル

令和3年4月改訂

健康福祉局障害施策推進課



— 目次 —

第1章 障害者虐待防止法について

1

- 1 障害者虐待とは 1
 - (1) 障害者虐待防止法の成立
 - (2) 「障害者虐待」の定義と種類
 - ア 障害者虐待の定義
 - イ 障害者虐待の種類
- 【参考】「障害者虐待防止法」と他の虐待防止関連法との比較
- 2 横浜市の役割と責務 5
 - (1) 横浜市の責務
 - (2) 障害者虐待防止センターの役割
- 【横浜市障害者虐待防止事業フロー図】

第2章 養護者による障害者虐待の防止と対応

8

- 1 障害者虐待の防止に向けた取組 8
 - (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発
 - (2) 虐待防止ネットワークの構築
 - (3) 養護者支援による虐待の防止
- 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組 9
 - (1) 障害者虐待の早期発見の周知
 - (2) 通報義務の周知
- 【参考】 障害者虐待発見チェックリスト
- 3 障害者虐待が発生した場合の対応 12
 - (1) 通報、届出及び相談への対応
 - ア 通報、届出及び相談への対応窓口
 - イ 通報、届出及び相談を受ける際の留意点
 - (ア) 情報収集
 - (イ) 相談、通報及び届出の対象者
 - (ウ) 通報及び届出者への報告について
 - (エ) 虐待を受けている障害者本人が相談、通報する場合
 - (2) 緊急対応
 - ア 緊急対応の確認

(ア) 虐待防止センターへの通報及び届出によるもの

(イ) 区福祉保健センターへの相談によるもの

【参考】相談、通報及び届出を受ける際の障害者虐待の見極めに当たってのポイント

イ 緊急対応の実施内容

ウ 緊急対応時点で一時保護の必要性が確認される場合の対応

(ア) 区福祉保健センター開庁時の対応（平日：8時45分～17時00分までの対応）

(イ) 区福祉保健センター閉庁時の対応（平日17時00分～翌8時45分及び土・日・祝日、年末年始の対応）

(3) コアメンバーによる初動対応

(4) 事実確認

ア 事実確認の実施

イ 事実確認で把握・確認する事項

ウ 訪問調査

エ 治療の必要性の有無の確認

オ 一時保護

(ア) 一時保護実施に際しての留意事項（必要な判断と対応）

(イ) 横浜市障害者虐待防止事業による一時保護及び居室確保事業

(ウ) 移送の取り扱い

(エ) 日用品等を所持していない場合の取り扱い

カ 専門的助言

キ 養護者への対応

(5) 立入調査

ア 立入調査の要否の判断

イ 立入調査の実施体制

ウ 立入調査の実施方法の検討

エ 警察官への援助要請

オ 立入調査への拒否時の対応

(6) 支援方針の決定

ア 在宅支援による支援をする場合

イ 措置による支援をする場合

ウ その他の支援

エ 専門的助言

オ 個別ケース会議の開催

(ア) 個別ケース会議

(イ) 個別ケース会議の目的、検討事項について

カ 個別ケース会議の参加者

キ 一時保護を実施した場合の個別ケース会議の開催

(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

ア やむを得ない事由による措置

イ 面会の制限

(ア) やむを得ない事由による措置の際の面会の対応について

- (イ) 契約による入所や入院等の場合
- ウ 措置後の対応
 - (ア) 自立した生活に移行する場合
 - (イ) 在宅支援に移行する場合
- (8) その他の障害者支援
- (9) 養護者への支援
- (10) 成年後見制度等の活用
- (11) モニタリング・虐待対応の終結
 - ア 定期的なモニタリング
 - イ 関係機関との連携による対応
 - ウ 再アセスメント・対応方針の修正
 - エ 虐待対応の終結
- (12) 文書の管理と記録について

第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

51

- 1 障害者虐待の防止に向けた取組 52
 - (1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務
 - (2) 管理職・職員の研修、資質向上
 - (3) 個別支援の推進
 - (4) 開かれた施設運営の推進
 - (5) 実効性のある苦情処理体制の構築
 - (6) 指導監査等による確認
- 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組 54
- 3 障害者虐待が発生した場合の対応 55
 - (1) 通報、届出及び相談への対応窓口
 - (2) 緊急対応
 - ア 緊急対応の判断
 - イ 緊急対応の実施内容
 - ウ 緊急対応時点で一時保護の必要性が確認される場合の対応
 - (ア) 開庁時の対応（平日：8時30分～17時15分までの対応）
 - (イ) 閉庁時の対応（平日17時15分～翌8時30分及び土・日・祝日、年末年始の対応）
 - エ（虐待事案発生時の）緊急対応、利用者の安全確保 市独自
 - (3) 初動対応
 - (4) 通報・届出された時点の直近対応に関すること（利用者及び家族等への情報提供等） 市独自
 - ア 事業所から利用者及び家族に対する正確な情報提供（速報）（に関する行政からの指導）
 - イ 行政機関や相談支援機関からの情報提供（速報）

(5) 事実確認（事実確認・訪問調査の実施、調査への協力）

- ア 調査項目
- イ 調査を行う際の留意事項
 - (ア) 複数職員による訪問調査
 - (イ) 医療職の立ち会い
- ウ 事実確認が難しい案件への対応 市独自
- エ 虐待類型を踏まえた確認ポイント 市独自
- オ 調査報告の作成
- カ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

● 4 障害者虐待の再発防止に向けた取組 市独自

64

- (1) 正確な事実確認を行うための工夫（事業所との関係性構築）
- (2) 利用者及び家族の意識の向上（不適切な事例に対するセルフチェック）
- (3) （虐待が起きたことや改善等に関する）利用者及び家族等への情報提供
- (4) （虐待事案発生後の）再発防止、利用者へのフォロー

● 5 身体拘束に関する整理

65

- (1) 身体拘束に関する基本的考え方
- (2) 身体拘束の定義
- (3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点
- (4) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き
 - ア 組織による決定と個別支援計画への記載
 - イ 本人・家族への十分な説明
 - ウ 必要な事項の記録

第4章 利用者による障害者虐待の防止と対応

68

● 1 障害者虐待の防止・早期発見に向けた取組

68

- (1) 通報義務の周知
- (2) 早期発見に向けて

● 2 障害者虐待が発生した場合の対応

68

- (1) 用語の定義
- (2) 相談、通報及び届出を受けた場合の対応
 - ア 通報の対象
 - イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合
 - (ア) 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合
 - (イ) 障害者の居住地の市町村に通報等があった場合
 - (ウ) 事業所の所在地又は障害者の居住地の都道府県に通報等があった場合
 - ウ 受付記録の作成

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

(3) 事実確認

第1章 障害者虐待防止法について

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が成立し、平成24年10月1日から施行されることになりました。障害者虐待防止法では、障害者虐待を、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に分け、さらに「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されました。

(2) 「障害者虐待」の定義と種類

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)又は障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護する職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

ア 障害者虐待の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

【参考2】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
	障害者総合支援 法		介護保 険法等		児童福祉 法			
	障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、助 産院、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、助 産院、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所		
18歳未 満	障害者虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1				障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童福祉 法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)		
18歳以 上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待 者 支援 (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県、 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	障害者虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 労働局)	障害者虐待 防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳以 上	障害者虐待 防止法 高年齢者 虐待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高年齢者 虐待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)				

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

イ 障害者虐待の種類

①身体的虐待	
定義	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
内容	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為。
具体例	・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
②性的虐待	
定義	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
内容	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)
具体例	・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる
③心理的虐待	
定義	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
内容	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
具体例	・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
④放棄・放任	
定義	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
内容	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
具体例	・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤経済的虐待	
定義	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
内容	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したりして、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
具体例	・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

【注】セルフネグレクト(自己による放任)について

NPO法人 PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには以下のとおり「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト(自己による放任)については、障害者虐待防止法に明確な規定がないため、「虐待対応」の義務化はしませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応することとします。

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

【参考】「障害者虐待防止法」と他の虐待防止関連法との比較

項目 特記事項	障害者虐待防止法 (平成 23 年 6 月 公布)	高齢者虐待防止法 (平成 17 年 11 月 公布)	DV防止法 (平成 13 年 4 月 公布)	児童虐待防止法 (平成 12 年 5 月 公布)
	目的	○	○	△ 前文
定義	○	○	○ 配偶者からの暴力	○
虐待の分類	3 ①養護者による虐待 ②障害者福祉施設従事者等による虐待 ③使用者による虐待	2 ①養護者による虐待 ②養介護施設従事者等による虐待	2 ①身体に対する暴力 ②心身に有害な影響を及ぼす言動	1 保護者による虐待
虐待の類型	5 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任 ⑤経済的虐待	5 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任 ⑤経済的虐待	× ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任	4 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任
虐待の禁止(何人も虐待をしてはならない)	○	×	×	○
国・地方公共団体、国民の責務	○	○	○ 国・地方公共団体(×国民の責務)	○
早期発見	○	○	○	○
通報等の義務	○	○	△ 努力義務	○
通報等を受けた場合の措置	○	○	△ 婦人保護施設において保護できる	△ 安全確認に努める、児童相談所へ送致
居室の確保	○	×	×	×
立入調査	○	○	×	○
警察への要請	○	○	○	○
面会の制限	○	○	○ 被害者申立による裁判所の保護命令	○
間接的防止措置	○ 学校、保育所、医療機関の長の措置	×	×	×
虐待防止センター	○ 市町村障害者虐待防止センター	×	○ 配偶者暴力相談支援センター	×
適切な福祉サービスの紹介等	○ あんしんセンター、成年後見制度	○ あんしんセンター、成年後見制度	×	×
罰則	○ 守秘義務違反、立入調査拒否等	○ 守秘義務違反、立入調査拒否等	○ 保護命令違反、保護命令の虚偽申立等	○ 面会等の制限違反

● 2 横浜市の役割と責務

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する支援要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し支援を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し支援を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による支援の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を支援するために必要な警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(1) 横浜市の責務

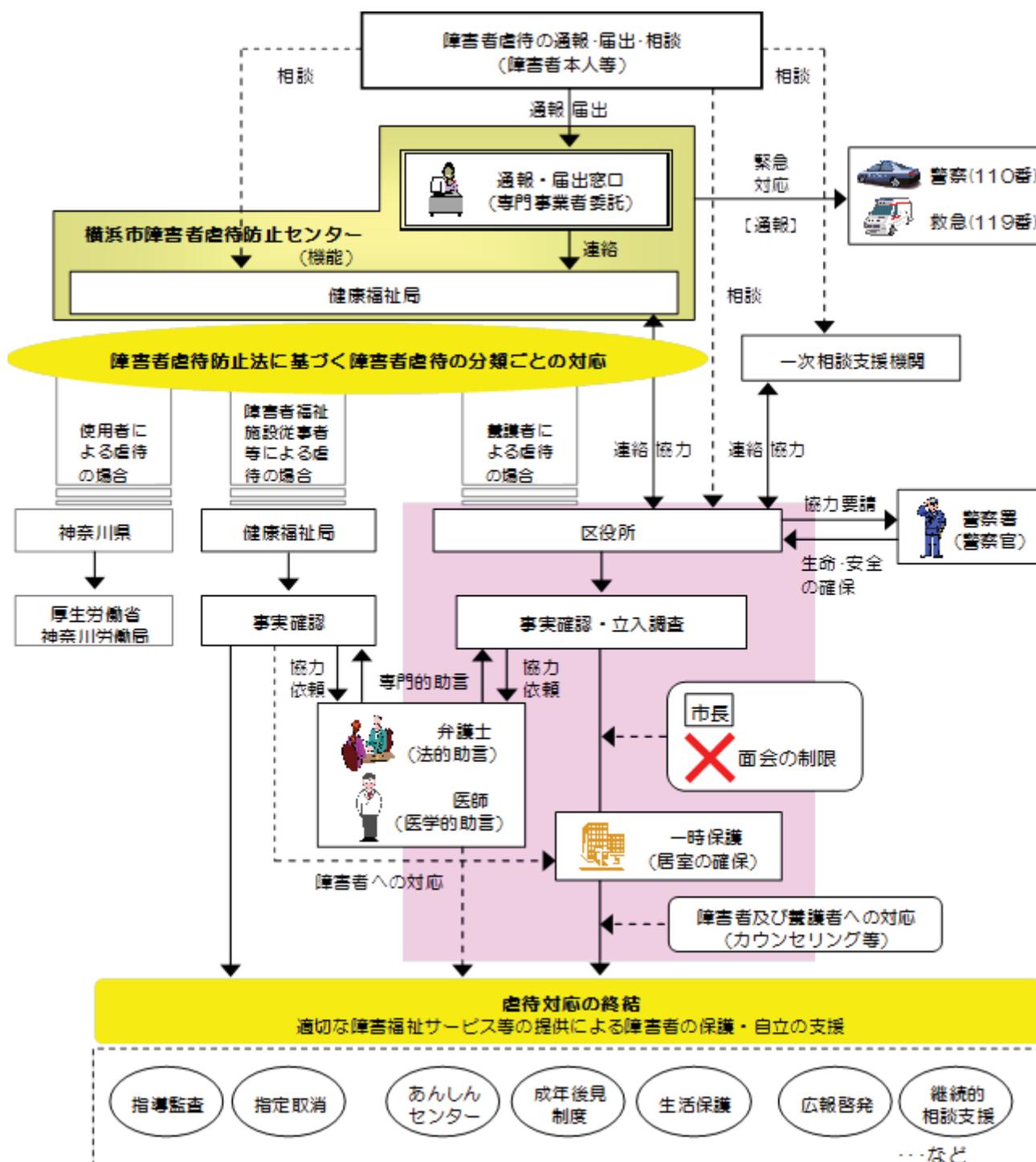
障害者虐待防止法では、市町村の果たす役割として、通報を受けた場合の措置、居室の確保、立入検査、警察に対する援助要請等が挙げられているため、横浜市では障害者虐待防止及び発生時の対応のため、「横浜市障害者虐待防止事業」を実施します。また、市町村には「障害者虐待防止センター」を設置することとされているため、横浜市においても健康福祉局に障害者虐待防止センターを設置します。

(2) 障害者虐待防止センターの役割

市町村障害者虐待防止センターの具体的業務内容として示されているものに、「①養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理」「②養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言」「③障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発」があります。横浜市では、①の業務については、民間事業者への委託により実施し、①の内容を受けて、②及び③の対応については、健康福祉局障害施策推進課が、各区や相談支援事業者等と連携しながら進めていきます。

なお、障害者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが求められているため、緊急性の有無や(虐待を受けている)本人の心身の状態を考慮した上で、必要な対応を実施します。

【横浜市障害者虐待防止事業フロー図】



第2章 養護者による障害者虐待の防止と対応

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

● 1 障害者虐待の防止に向けた取組

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、障害者虐待防止法制定の趣旨を踏まえ、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識などの広報・啓発を進めることが必要です。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組となります。各区においては、各区自立支援協議会の場等を通じて、啓発等に取り組みます。

【ポイント】

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられないなどの場合もあること。

(2) 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るためには、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。各区では、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のようなネットワークを構築することが想定されます。

想定される虐待防止ネットワークの種別	想定される主なメンバー
虐待の防止、早期発見、見守りにつながるネットワーク	地域住民、民生・児童委員、社会福祉協議会、自立生活アシスタント、障害福祉サービス事業者、相談支援機関、行政等
サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク	障害福祉サービス事業者、相談支援機関、行政 等
専門機関による介入支援ネットワーク	警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援機関、行政 等

こうしたネットワークを構築するため、各区自立支援協議会の下に虐待防止部会を設置するなどして、定期的に、地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行うことが求め

られ、その中で地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。具体的には、虐待事例を通じた対応の振り返りや検証を通じた、虐待防止に向けた取組の検討や、権利擁護への意識の向上に向けた研修の開催等が想定されます。

なお、障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築にあたっては、高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必要です。

弁護士の積極的な活用（地域での虐待防止に関する研修会等の開催）

このため、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識などの広報・啓発を進めることが必要です。こうした場に弁護士を招いて、研修等を実施することも有効です。（弁護士謝金は局で支出します。）

★〇〇区における具体的な事例★

内容：「これって 虐待？」～日頃の支援を振り返る～

講師：△△法律事務所弁護士 △△ □□ 氏

日時：平成〇〇年〇月〇日（〇） △△時～□□時

主催：〇〇区、〇〇区自立支援協議会

参加費：無料

対象者：〇〇区自立支援協議会メンバー

（３）養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所などの制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

● 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組

（障害者虐待の早期発見等）

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による障害者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

障害者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。そのために以下にあげる取組を進めていくこととします。

(1) 障害者虐待の早期発見の周知

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化などに対して、敏感に察知し、専門的な知識を持って常に観察することが重要です。また、各区においては、地域の見守りネットワークや虐待防止のためのネットワークの構築を図っていくことも必要です。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切であり、「障害者虐待発見チェックリスト」等の周知を図ることも必要です。

(2) 通報義務の周知

地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。啓発ポスター、パンフレットなどにより広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。

【DV防止法との関係】

(1) DV防止法との関係について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）は、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）の防止と被害者の保護を図ることを目的とし、自治体の責務や、関係機関の役割、関連制度などが規定されていますが、DV被害者の心身や生活に深刻な影響を及ぼすものです。DV防止法による「保護」対応においては、本人が避難したいという意思確認が最も重要となります。

障害者虐待防止法では、虐待対応のための手段として、市町村長は成年後見制度の審判の適切な請求や、成年後見制度が利用しやすいような制度の構築を取るべきことが規定されており（同法第9条第3項、第44条）、障害者の判断能力が十分でないような虐待のケースについては、成年後見制度等の利用を検討します。これらの制度は、直接的に障害者虐待の解決をするものではありませんが、支援計画の一つとして位置づけられるべき手法として考えられます。

(2) DV防止法に基づく対応について

障害者が身体的に自立しており、配偶者から暴力などを受けているケースについては、DV防止法が活用できる場合があります。また、養護者が配偶者暴力を受けている被害者であり、かつ、障害者を虐待しているという虐待の連鎖がある場合などにも、DV防止法に基づき、養護者をシェルターへ保護するなどの対応ができる可能性があります。

また、DV防止法では、被害者申立による裁判所の保護命令が定められているため、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合には、特に、DV防止法に基づく対応を検討することとします。

【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体に小さな傷が頻繁にみられる <input type="checkbox"/> 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる <input type="checkbox"/> 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある <input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮などに傷がある <input type="checkbox"/> お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある <input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする <input type="checkbox"/> 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない <input type="checkbox"/> 傷やあざの説明のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 手をあげると、頭をかばうような格好をする <input type="checkbox"/> おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える <input type="checkbox"/> 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる <input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血、傷がみられる <input type="checkbox"/> 性器の痛み、かゆみを訴える <input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする <input type="checkbox"/> 周囲の人の体をさわようになる <input type="checkbox"/> 卑猥な言葉を発するようになる <input type="checkbox"/> ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する <input type="checkbox"/> 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる <input type="checkbox"/> 性器を自分でよくいじるようになる
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる <input type="checkbox"/> 身体を萎縮させる <input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす <input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる <input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる <input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる <input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする
放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍 <input type="checkbox"/> 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している <input type="checkbox"/> ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着 <input type="checkbox"/> 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる <input type="checkbox"/> 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる <input type="checkbox"/> 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない <input type="checkbox"/> 学校や職場に出てこない <input type="checkbox"/> 支援者に会いたがらない、話したがらない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない <input type="checkbox"/> 日常生活に必要な金銭を渡されていない <input type="checkbox"/> 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない <input type="checkbox"/> サービスの利用料や生活費の支払いができない <input type="checkbox"/> 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい <input type="checkbox"/> 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

● 3 障害者虐待が発生した場合の対応

(1) 通報、届出及び相談への対応

通報、届出及び相談の方法は、電話の他、来所等によるものが想定されます。また、虐待を受けている障害者、虐待をしている養護者、近隣住民や関係機関等から連絡が入ります。対応者は「いつ、誰が、どこで、どのような」虐待を受けたのか等について聴き取ります。

障害者虐待の相談、通報及び届出があった場合には、受付後の対応について判断するため、聴き取った内容について「障害者虐待相談・通報・届出受付票（第1号様式）」を作成します。

なお、相談、通報及び届出者が匿名であったとしても、同じように対応することとします。また、対象者が特定できない場合には、事実確認が困難であるため、特定につながるような情報の提供を通報・届出者に求めることとします。

ア 通報、届出及び相談への対応窓口

横浜市では、障害者虐待に関する通報、届出に関する窓口は障害者虐待防止センターが担うこととし、障害者虐待に関する通報、届出を受けるとともに、そこに付随する相談に対しても対応するものとします。この窓口は、通報、届出について24時間365日受け付けるものとし、障害者虐待防止センターで受け付けた案件は、委託先の事業者より原則翌営業日に健康福祉局障害施策推進課あてに報告され、報告を受けた健康福祉局障害施策推進課は内容を確認の上、通報受理し、受理番号を付番します。

区福祉保健センターでの通常の相談業務の中で養護者による障害者虐待に関する案件が含まれている場合は、その内容について「障害者虐待相談・通報・届出受付票（第1号様式）」を作成します。

なお、緊急一時保護を行う場合は、第1号様式で健康福祉局に報告します。報告を受けた健康福祉局障害施策推進課は内容を確認の上、通報受理し、受理番号を付番します。

※警察からの通報及びその対応

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察通達を発出し、警察が障害者虐待認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。

警察で把握した障害者虐待に関する案件は、まず障害者虐待防止センターあてに通報されるため、通常の通報と同様の取り扱いとします。

イ 通報、届出及び相談を受ける際の留意点

(ア) 情報収集

通報をする方の中には「虐待でないかもしれない」、「逆恨みをされるのではないか」、「(通報したことで)人間関係が悪化するのでは」という不安や緊張によって、通報を躊躇する場合があります。そのようなことに十分配慮した上で、相談、通報及び届出時に情報収集を行います。また、相談、通報及び届出内容は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されていることを伝え、安心感を持ってもらう配慮も必要です。通報・届出を受けるにあたって、危機的な情報だけでなく、安心な情報がないかも併せて聴き取るこ

また、通報又は届出を受けた場合、障害者自ら虐待を受けていることを訴えないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。チェックリストにおいて、複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。ただし、チェックリストの各項目に完全に当てはまらなくても虐待がないと即断はせずに、不適切な状況にあるか否かについても留意することとします。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

横浜市障害者虐待通報・届出窓口における通報・届出への対応

1 電話の対応（通報・届出窓口委託事業者による対応の場合のみ）

- ・「横浜市障害者虐待通報・届出窓口、〇〇です。」と名乗ります。
- ・障害者虐待に関する通報・届出である旨の確認をします。（その時点で、障害者虐待に関する通報・届出ではない場合は相談窓口を案内します。）

2 確認する内容

（1）虐待の疑いが明確である場合

- ・通報・届出・相談受付票により、内容を聴取します。
- ・通報者から連絡先を教えてもらった場合、担当部署からの連絡が入ることが可能であるかどうかを確認します。

（2）虐待ではない相談である場合

- ・障害者虐待通報の専用ダイヤルである旨を説明し、相談窓口を案内します。

3 留意事項

- ・情報提供者の秘密は守られること、情報の真偽は問われない旨を説明します。
- ・通報・届出窓口であるものの、画一的な対応をするのではなく、必要に応じて話の内容を傾聴することとします。
- ・通報者が、虐待者を非難的に表現している場合であっても、同調していると受け取られないよう十分に留意します。
- ・通報者が特定されないことがないよう、かつ被虐待者がさらなる虐待行為の被害にあうことがないよう十分に配慮した上で、事実確認等の調査を実施する旨を伝え、必ずしも即時訪問等の調査をすることができない可能性がある旨を説明します。
- ・事実確認の一環として、追加で聞き取り調査を実施することがある旨を伝えます。

非公開

非公開

(イ) 相談、通報及び届出の対象者

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障害者には 18 歳未満の者も含まれます。

なお、18 歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

(ウ) 通報及び届出者への報告について

虐待の通報及び届出をした方に対しては、通報・届出受理後はプライバシーにかかわる情報のため、通報・届出をした方にその後の経過等の詳細を伝えることは出来ない旨の、了解を得ることとします。

ただし、通報者が虐待を受けている障害者や養護者と引き続きかかわる可能性がある場合については、虐待の状態が再燃・悪化した場合に連絡をして欲しいこと、その他対応方法のアドバイスがあれば伝えます。

(エ) 虐待を受けている障害者本人が相談、通報する場合

虐待を受けている障害者本人が、相談・通報してくる場合は、養護者に対する恐怖心等から心理的に動揺している状態にある可能性が高いことに十分配慮した上で対応します。特に虐待を受けたことによる心身への影響（傷病等を含む）の有無について十分配慮します。また、保護の実施にあたり、本人の安全を確保が最優先となる旨を十分に説明した上で対応します。

虐待されている障害者及び虐待している養護者個人を特定するための基本的な事項を確認し、分かる範囲で家族状況について聴き取ります。なお、守秘義務が法律によって定められていて、相談者、通報者及び届出者が特定されないことを伝え、虐待リスクに関する情報だけでなく、安全な情報についても説明します。

※入院中のケースからの通報・届出について

医療機関における案件については、障害者虐待防止法の立場では、間接的な防止措置をとることはできませんが、直接的な解決を必要とする場合は、以下の窓口を案内することとします。

【医療安全相談窓口】電話番号：045-671-3500

～精神科入院の場合～

【退院・処遇改善請求の相談（こころの健康相談センター）】電話番号：045-671-4454

(2) 緊急対応

ここでいう、緊急とは深刻な外傷や脱水症状等の生命の危機と想定される状況を示しています。障害者虐待に関する通報、届出及び相談を受けたときに、まずは、緊急対応の必要性の有無について確認し、そのうえで、必要な緊急対応を実施します。

ア 緊急対応の確認

(ア) 虐待防止センターへの通報及び届出によるもの

通報・届出窓口（委託先）は、通報・届出内容について、緊急かつ重大な案件であるか否かについて判断します。緊急かつ重大な案件であると、判断したものについて、速やかに健康福祉局障害施策推進課に連絡します。連絡を受けた健康福祉局障害施策推進課は、緊急対応の必要性を確認した上で、当該障害者の援護の実施機関である区福祉保健センターに報告するとともに、区福祉保健センターは緊急対応を実施することとします。

(イ) 区福祉保健センターへの相談によるもの

区福祉保健センターは、緊急かつ重大な案件であるか否かについて確認します。緊急かつ重大な案件であると、確認されたものについては、区福祉保健センターは緊急対応を実施します。

※休日・夜間（閉庁時）の対応

【原則】翌営業日以降に初動対応を行う。

【緊急かつ重大な案件】通報受理後に、局で緊急対応を行う。

【緊急かつ重大の定義】～国マニュアルから抜粋～

- ・深刻な身体的外傷（骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等）がある場合
- ・極端な栄養不良、脱水症状がある場合
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがある場合

【緊急対応の内容】（内容の順序は状況によって前後するものとします。）

- ①訪問調査等による状況把握
- ②救急搬送等緊急の医療機関受診の必要性の判断
- ③警察への支援要請の必要性の判断
- ④緊急一時保護等の必要性の判断

相談、通報及び届出を受ける際の障害者虐待の見極めに当たってのポイント

虐待であるかどうかの見極めに当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの見極めが難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

1 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

2 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

3 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や職場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

4 虐待の見極めはチームで行う

障害者虐待の事案に対する見極めは、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、支援の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

イ 緊急対応の実施内容

あくまでも生命の危険の有無に留意することとし、障害特性及び事実背景等に関係なく対応する内容となります。具体的には、救急搬送や警察出動の必要性の有無の確認、すでに救急搬送されたり、警察に保護されたりしている場合は、その搬送先及び保護先等を確認すること等が想定され、可能な限り、搬送先及び保護先等への訪問により、通報・届出の対象者である本人の現状確認に取り組みます。本人の生命の安全を確保することを最優先とし、具体的な支援方針等については、あくまでもその後の事実確認等を踏まえて判断することに留意します。

ウ 緊急対応時点で一時保護の必要性が確認される場合の対応

(ア) 区福祉保健センター開庁時の対応（平日：8時45分～17時00分までの対応）

非公開

(イ) 区福祉保健センター閉庁時の対応（平日 17 時 00 分～翌 8 時 45 分及び土・日・祝日、年末年始の対応）

非公開

非公開

非公開

非公開

(3) コアメンバーによる初動対応

健康福祉局は、虐待に関する通報・届出に関する報告を受けたときに、通報・届出の対象者である障害者の援護の実施機関である区福祉保健センターあてに連絡します。連絡を受けた区福祉保健センターは、課長、係長、係員等により、構成されるコアメンバー会議を開催し、その後の対応内容を検討します。コアメンバー会議で検討された内容をもとにして、具体的な事実確認の実施方法等を決定します。

コアメンバー会議での確認内容【緊急な保護は必要なしと判断された場合の検討内容】

- 主担当者と関係機関の担当者決定
- 通報・届出内容の確認
- 事実確認の方法について協議（訪問、面接、立入、文書、電話）
- 事実確認に関する役割分担（何の情報をどの機関に確認するか）
- 訪問調査の段取りについて
 - ・家庭訪問で調査する者
 - ・どのような訪問の仕方をするか
 - ・家庭訪問した際、何を確認するかを明確にする
 - ・訪問した際、養護者から虐待の事実をどのように聴くか
 - ・次回、養護者とコンタクトを取る際の方法について（訪問、面接、来所等）
 - ・養護者に会えなかった場合の対応
 - ・養護者が訪問を拒否した時の対応
- 情報集約（いつまでに、どのような方法で）
- 各調査を終了し再度会議を開催する日時と場所

コアメンバー会議の進行【緊急性が高く保護が必要と判断された場合の検討内容】

※上記確認事項に追加して

- 障害者本人の居場所を特定
- 所轄の警察への援助依頼を考慮
- 障害者本人を保護する場所を調整
- 通信・面会の制限についての判断
- 障害者本人の移送方法について
- 養護者への伝達方法（有無を含めて）

(4) 事実確認

ア 事実確認の実施

障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、初動対応で決定された内容により、通報・届出された内容の事実確認を行います。事実確認の方法については、主に以下の6通りの方法が考えられます。

事実確認の実施に際しては、事実確認票（第2号様式）及び在宅援助記録票を作成します。

事実確認方法	確認内容
面接調査	相談内容に関する必要な情報を、面接形式で収集します。
訪問調査	生活実情把握のための状況調査と相談内容に関する事実確認を行います（家庭・学校・関係機関等）。関係機関等へ調査や協力依頼をするなど積極的に連携を心がけます。
立入調査	法第 11 条による調査であり、警察署等の協力を得る必要があります。（事前協議と支援依頼書、身分証の準備が必要です）【立入調査については、後項で確認】
文書照会	面接や電話、訪問等による調査をすることが困難な場合に、文書で照会します。学校照会、他市町村への照会等。
電話調査	相談内容が緊急性を要する場合や、比較的簡単な事実確認の場合の対応とします。
調査依頼	相談内容に応じて、障害サービス事業所等に調査を依頼することも可能とします。

なお、調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化していることも想定されるため、必要に応じて、定期的に訪問して状況を確認することも検討することとします。

イ 事実確認で把握・確認する事項

事実確認の際には、虐待内容に関する内容と、障害者本人及び周囲の環境を含めた総合的な生活状況に関する内容を把握する必要があります。虐待内容に関する調査では、通報や届出の内容と、障害者本人が負っている外傷等の状況が、できるだけ客観的に把握できる情報を収集します。さらに、虐待を受けたことによる精神的・肉体的状況に十分留意し、精神的な面を含めた治療の必要性等についても十分な検討を行います。

障害者本人及び周囲の環境を含めた総合的な生活状況に関する調査では、家族の経済状況や家族構成や成育歴、人間関係、必要に応じて、過去に所属していた学校や、現在利用している障害サービス事業所等からの情報を収集し、虐待が発生した背景を把握するための情報を収集します。また、虐待者と被虐待者との関係、同居別居の別、保護者となりうる扶養義務者への連絡が可能か等についての情報も収集することによって、成年後見制度等の活用等にあたり重要なポイントとなる点に留意します。

なお、事実確認の結果、明らかに障害者虐待とは言い切れないようなケース（グレーケース）であった場合も、障害者の権利擁護の視点から何らかの支援を要する場合であるときには、虐待と判断し、必要な支援策の検討につなげることにします。また、虐待とは判断できない場合であっても、通報・届出内容に不適切な内容が含まれている場合には、関係機関等と必要に応じて定期的な情報交換を心掛ける等により、今後虐待につながることはないよう十分に留意することとします。

ウ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を調査することが必要です。

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることが重要ではありますが、障害者の命や人権が守られないような状況があり、早急に積極的な介入が必要と判断された場合には、毅然とした態度で養護者と接触する必要があります。そのため、訪問調査にあたっては、極力、2人以上の職員で訪問するようにします。身分証を携帯し、「請求があるときは、これを提示しなければならない」と定められているため、家庭訪問等の際には身分証の準備が必要です。通報者が特定されないよう配慮しながら、通報・届出・相談の主訴を、聴くためには、どのような質問をするか、話を展開させるか、どこをポイントに確認するか等について、あらかじめ初動対応の際に検討

し、2名の職員が役割分担をしながら事実を確認します。訪問調査の際には、障害者本人の安全と、通報内容が確認できなかったという事態に陥ることがないように、住居の状況等に十分配慮することとします。

訪問調査時の留意点

1 担当職員の職務に関する説明

障害者本人や養護者から「何の目的で、なぜ訪問に来たのか」と質問があったら、自分の身分と職務について説明をします。法的な根拠は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第九条」で、市町村には、通報又は虐待を受けた旨の届出がなされたときは、速やかに安全の確認と事実の確認をする義務が課されていることを説明します。

2 守秘義務に関する説明

通報又は届出を受け、家庭訪問等を行った場合「誰がいつ通報をしたのか」と聴かれる場合が想定されます。そのような質問があった場合には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第八条に、通報又は届出をした人を特定させるものを漏らしてはならない」と定められている旨を伝え、通報及び届出をした者についての情報を伝えることは出来ないことを伝えます。

3 調査事項に関する説明

通報又は届出を受け、障害者本人や養護者から話を聴き、そのような事実があるか否かを確認する必要がある旨を伝えます。その際、調査を行い、家族が困っていることについて相談を受け、支援していくものであることも併せて伝えます。

その上で、調査に対する協力が得られないようであれば、障害者虐待防止法第11条に「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と法律に定められていることを説明し、理解を求めます。

4 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

具体的には、事実確認にあたって、身体の傷を確認する場合は、他の人の目に触れないような場所で、同性職員が確認をする等、プライバシーに対する配慮を行います。

また、虐待を受けた本人に対して、傷等を受けていると聞いて心配していること、身体の状況について確認をして良いかを伝え、本人の同意を得て確認することが必要です。

性的虐待の場合は、まず同性職員と安心して話ができる関係を築き、話の内容については他者に漏れないことを前提に、話を聴く等により事実を確認します。

エ 治療の必要性の有無の確認

相談、通報及び届出を受理した際に、緊急対応の必要性を判断しますが、そこでの緊急判断は、通報・届出内容をもとにした、生命の危険及び虐待を受ける障害者の安全の観点による緊急対応判断になります。実際に、事

実確認を実施した上で、障害者に外傷や疾病、体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に受診の上、入院加療等の手配をし、その後の対応を検討します。

オ 一時保護

事実確認をした際に一時保護の必要性があるか否かについても、確認することとします。「虐待対応チェックシート」及び「一時保護の必要性の判断手順」に照らして、虐待内容の緊急性により判断するとともに、一時保護の必要性について総合的に判断し、実施を検討します。一時保護を実施する場合には、保護先の施設等への定期的な状況確認を行い、適切な支援方針につなげることができるよう十分に留意することとします。

なお、一時保護の必要がある場合であり、かつ、生命や身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は、原則として、やむをえない措置による対応とします。（詳細は 39 ページ参照。）ただし、支援方針の検討にあたり、措置による対応が必要ないと確認された場合は、この限りではありません。

- ①原則として措置による緊急一時保護
 (安全かつ迅速な対応が可能な施設等の利用)
 例】・障害者支援施設(いわゆる入所施設)での保護
 ・短期入所(ショートステイ)施設での保護

- ②必要に応じて措置による一時保護
 (安全な対応が可能な施設等の利用)
 例】・障害者支援施設(いわゆる入所施設)での保護
 ・短期入所(ショートステイ)施設での保護

- ③契約による施設利用
 (その時点で迅速な対応が可能な施設等の利用)
 例】・短期入所(ショートステイ)施設での保護
 ・その他、本人の居所としてふさわしい場所(他法施設 等)での保護

- ④契約による施設利用
 (通常の支援方針に基づく施設等の利用)



(ア) 一時保護実施に際しての留意事項 (必要な判断と対応)

非公開

非公開

非公開

非公開

(ウ) 移送の取り扱い

やむを得ない措置による緊急一時保護を実施した場合には、原則としてタクシー（介護タクシーを含む）及び公共交通機関による移送対応とします。なお、本人の居所から移送に際しての経費（障害者本人のみ）については、横浜市障害者虐待防止事業による支払とします。

(エ) 日用品等を所持していない場合の取り扱い

やむを得ない措置による緊急一時保護を実施した場合であり、手持ち金もなく、衣類・日用品等の用意がない場合に限り、以下の物品について、健康福祉局障害施策推進課で物品を用意しています。(利用の必要性がある場合には、ご相談ください。)

- ・衣類 (スウェット等)
- ・下着
- ・歯磨きセット
- ・生理用品

緊急一時保護を実施する際の必要な持ち物リスト (参考)

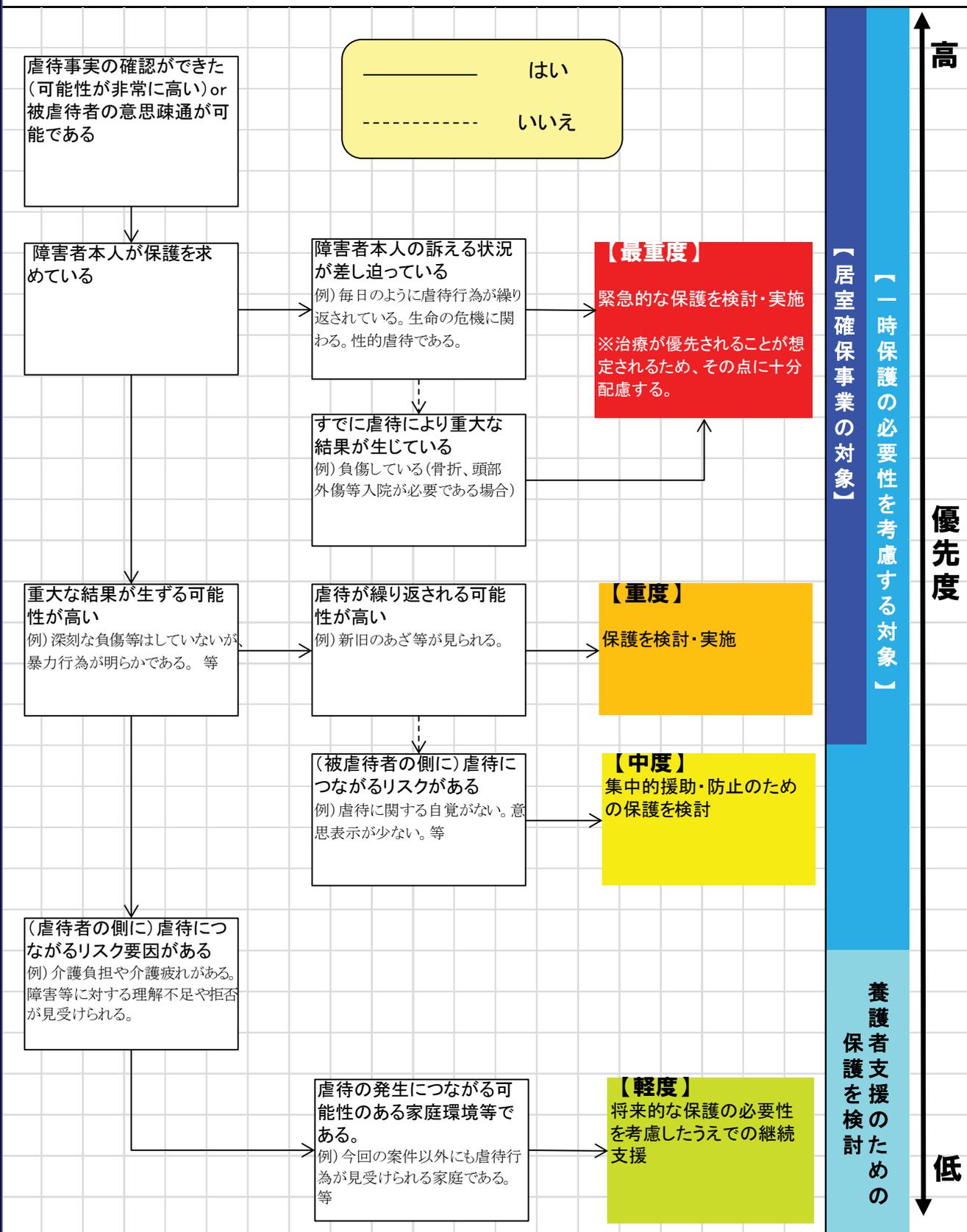
- 衣類 (普段着、下着、寝間着、靴下 等)・・・3セット程度が望ましい
- 洗面用具
- 体を洗うためのタオル・・・2セット程度が望ましい
- 履物・・・
- 衛生用品 (～必要な場合～ 紙おむつ、生理用品、ひげそり 等)
- ハンカチ
- 小遣い
- 障害手帳
- 健康保険証
- 重度障害者医療証
- 薬、お薬手帳

虐待対応チェックシート

【虐待の状況】		確認方法
最 重 度	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある
		<input type="checkbox"/> 健康に有害な食物や薬物を与えられている
		<input type="checkbox"/> 本人の自殺企図
		<input type="checkbox"/> 一家心中(未遂を含む)
		<input type="checkbox"/> 四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている
		<input type="checkbox"/> 法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている
	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 脱水・栄養不足による衰弱がある
		<input type="checkbox"/> 潰瘍や褥瘡が悪化している
		<input type="checkbox"/> 口腔内の出血・腫れ
		<input type="checkbox"/> 治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない
		<input type="checkbox"/> 生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由する場合を含む)
		<input type="checkbox"/> ライフラインがすべて止まっている
性的虐待	<input type="checkbox"/> 性行為・わいせつな行為を強要されている	
	<input type="checkbox"/> 性風俗業で働くことを強要されている	
	<input type="checkbox"/> 性感染症に罹患している	
経済的虐待	<input type="checkbox"/> 本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている	
	<input type="checkbox"/> 悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている	
	<input type="checkbox"/> 最低賃金以下で働かされている	
重 度	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 身体の上記のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある
		<input type="checkbox"/> 外出・通信が著しく制限されている
	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 著しい体重の増減がある
		<input type="checkbox"/> 偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある
		<input type="checkbox"/> 家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない
		<input type="checkbox"/> 必要な福祉サービスを受けることができない
		<input type="checkbox"/> 必要な医療を受けることができない
		<input type="checkbox"/> 医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている
	心理的虐待	<input type="checkbox"/> 本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である
		<input type="checkbox"/> 家族の自殺企図
	性的虐待	<input type="checkbox"/> 家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される
		<input type="checkbox"/> 性的ないやがらせ、はずかしめを受けている
経済的虐待	<input type="checkbox"/> 障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く	
	<input type="checkbox"/> 本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている	
	<input type="checkbox"/> 遺産相続等で差別的な扱いを受けている	
中 度	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 悪徳商法の業者に接近されている
		<input type="checkbox"/> 通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある
		<input type="checkbox"/> 繰り返し傷・あざがある
	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている
		<input type="checkbox"/> 健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある
		<input type="checkbox"/> 必要な医療を受けることを制限されることがある
		<input type="checkbox"/> 必要な福祉サービスの利用を制限されることがある
		<input type="checkbox"/> 本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である
		<input type="checkbox"/> 無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒の問題が出て
	心理的虐待	<input type="checkbox"/> 必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める
		<input type="checkbox"/> 養護者から強い拒否感の訴えがある
	性的虐待	<input type="checkbox"/> 障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている
<input type="checkbox"/> 他者から窺視や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)		
経済的虐待	<input type="checkbox"/> 「小遣いがあまりもらえない」と訴える	
	<input type="checkbox"/> 周囲の人間からお金をたかられている	
軽 度	身体的虐待	<input type="checkbox"/> 治療の必要はない程度の外傷がある
		<input type="checkbox"/> 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある
	放棄・放任	<input type="checkbox"/> 健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある
<input type="checkbox"/> 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない		
心理的虐待	<input type="checkbox"/> 無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている	
	<input type="checkbox"/> 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる	
		<input type="checkbox"/> 養護者から拒否感の訴えがある

緊急一時保護の必要性の判断手順

緊急一時保護を検討するにあたり、その必要性を判断する際の手順を以下のように定めます。



カ 専門的助言

事実確認作業の中で、明らかになった内容について、専門的（医学的、法学的等）助言を必要とする場合には、主治医への病状調査確認及び弁護士への相談を実施することができるものとします。

特に、法的な専門的助言については、弁護士相談を活用するものとし、「障害者虐待防止事業における弁護士相談票（第8号様式）」により、FAXもしくは電話で各区より各区担当弁護士あてに相談することとします。また、相談内容が多岐に渡る場合等には、弁護士による出張相談を依頼することができます。

非公開

区役所	局	弁護士	備考
<p>事実確認</p> <p>↓</p>			
<p>相談内容 検討</p> <p>↓</p>	<p>【必要に応じて】</p> <p>相談内容の 助言 等</p>		法的な判断や解釈を必要とする内容について検討します。
<p>相談依頼票作成</p> <p>→</p>		<p>相談依頼票受理</p> <p>↓</p>	相談依頼票のやり取りは原則FAXによりますが、補足事項を電話で伝達することもあります。
<p>詳細確認</p> <p>←</p>	<p>【必要に応じて】</p>	<p>↓</p>	必要に応じて、電話等で追加情報の確認を行います。
<p>回答票受理</p> <p>←</p>		<p>回答票作成</p> <p>↓</p>	
	<p>手数料の支払</p> <p>→</p>		(相談の有無に関わらず)月額35,000円を各弁護士に支払います。

キ 養護者への対応

家庭訪問で養護者に聴き取りをする場合、プライバシーへの配慮として、第三者のいる場所では行わないこととします。調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。

(5) 立入調査

ア 立入調査の要否の判断

通報及び届出の内容が以下の状況に該当し、かつ区福祉保健センターが実施した訪問調査等に応じない場合、立入調査の実施を判断します。

立入検査が必要と判断される状況の例

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や支援の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されている、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

イ 立入調査の実施体制

立入調査の執行にあたる職員	各区障害者支援担当職員（複数対応とする【必須】）
協力依頼	
必要に応じて協力を依頼する機関	各区警察署の警察官
その他、必要性がありかつ協力を得られる者	親族、医師、関係機関職員 等

ウ 立入調査の実施方法の検討

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への支援依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありませんが、「立入調査書（第4号様式）」を養護者等に対して示す必要があります。なお、立入調査の執行にあたる職員は、「横浜市障害者虐待防止事業立入調査員証（第3号様式）」を必ず携帯しなければなりません。

立入調査実施までの流れ

- 1 立入調査の必要性の判断（コアメンバー）
- 2 具体的な調査方法の検討（コアメンバー）
- 3 地域を管轄する警察署との事前協議
- 4 支援依頼書の作成
- 5 立入調査の日時や方法の確定

エ 警察官への援助要請

立入調査の実施にあたり、必要に応じて、各区警察署の生活安全課に援助要請を実施できることとしています。警察署へ援助を依頼する際には、「障害者虐待事案に係る援助依頼書（第5号様式）」を使用します。あわせて、口頭で情報提供を行い、立入調査が円滑に実施できるよう十分な調整を行います。なお、依頼先は、当該被虐待者（障害者）の居所を所轄する警察署の生活安全課となります。

警察官への援助要請内容の例

- 立入調査権限のある職員の職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により立入調査権限のある職員と一緒に立ち入ること
- 虐待者（養護者）等が暴行、脅迫等により立入調査権限のある職員の職務執行を妨げようとする場合や、被虐待者（障害者）への加害行為が現に行われようとする場合において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し、または行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
- 現に犯罪にあたる行為が行われている場合に、刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕する等の検挙措置を講じること
- （その他）
- 被虐待者の保護（警察官職務執行法第3条）
- 虐待の制止（警察官職務執行法第5条）
- 立入（警察官職務執行法第6条）
- 虐待者の逮捕（刑事訴訟法）

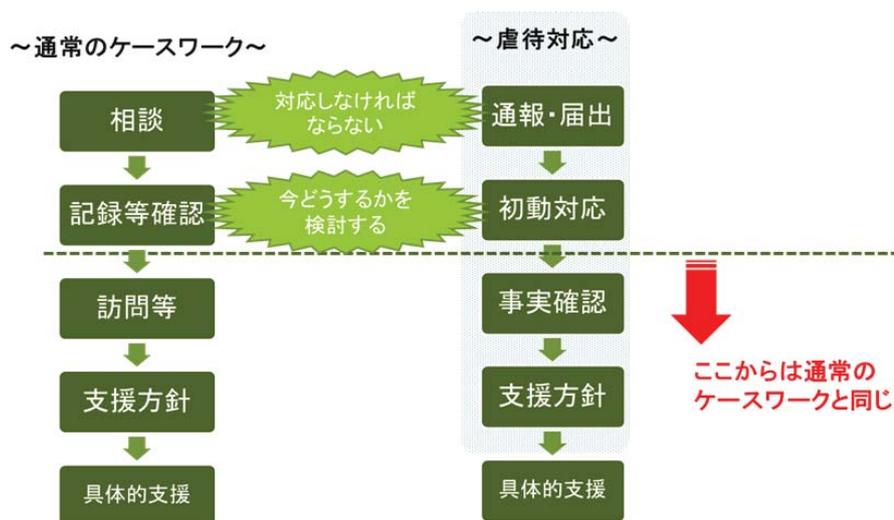
オ 立入調査への拒否時の対応

養護者等が立入調査を拒否した場合、鍵やドアを壊して立ち入ることは想定していません。こうした際の対応については、関係機関の幅を広げたうえで（例えば、民生委員、その他近隣で協力者となるうる者等）対応を再検討することとします。

警察署名	所在地・電話番号・管轄区域
鶴見警察署	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番9号 電話 045(504)0110 【管轄区域】横浜市鶴見区(鶴見川(潮見橋上流端から下流に限る。))及び扇島を除く。)
神奈川警察署	横浜市神奈川区神奈川2丁目15番地の3 電話 045(441)0110 【管轄区域】横浜市神奈川区(瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭を除く。)
戸部警察署	横浜市西区戸部本町50番6号 電話 045(324)0110 【管轄区域】横浜市西区
加賀町警察署	横浜市中区山下町203番地 電話 045(641)0110 【管轄区域】横浜市中区のうち 元町、山下町(279番地の1、山下ふ頭を除く。)、海岸通(1丁目1番地を除く。)、新山下1丁目、新山下2丁目、新山下3丁目、港町、尾上町、真砂町、常盤町、住吉町、相生町、太田町、弁天通、南仲通、本町、北仲通、元浜町、日本大通、横浜公園
伊勢佐木警察署	横浜市中区山吹町2番地の3 電話 045(231)0110 【管轄区域】横浜市中区のうち 伊勢佐木町、吉田町、福富町東通、福富町仲通、福富町西通、末広町、羽衣町、末吉町、蓬莱町、長者町、曙町、若葉町、弥生町、野毛町、宮川町、桜木町、内田町、日ノ出町、黄金町、初音町、英町、赤門町、花咲町、万代町、不老町、翁町、扇町、吉浜町、松影町、寿町、千歳町、山田町、富士見町、山吹町、石川町、打越、三吉町
山手警察署	横浜市中区本牧宮原1番15号 電話 045(623)0110 【管轄区域】横浜市中区のうち 山手町、諏訪町、北方町、本牧町、山元町、根岸町、上野町、千代崎町、本郷町、大和町、麦田町、小港町、本牧十二天、本牧大里町、本牧元町、本牧三之谷、本牧間門、本牧和田、本牧荒井、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、西之谷町、立野、矢口台、池袋、根岸加曾台、根岸旭台、根岸台、仲尾台、竹之丸、鷺山、柏葉、西竹之丸、大平町、大芝台、箕沢、寺久保、塚越、妙香寺台、豆口台、滝之上、千鳥町、豊浦町、錦町、本牧ふ頭、かもめ町、南本牧、本牧原、本牧宮原、和田山 同 磯子区のうち 上町(13番から15番まで)、馬場町(13番)、坂下町(5番)、下町(13番)同 南区山谷、平楽のうち通称エリヤX
横浜水上警察署	横浜市中区海岸通1丁目1番地 電話 045(212)0110 【管轄区域】横浜市中区のうち 新港1丁目、新港2丁目、海岸通1丁目1番地、山下町(279番地の1及び山下ふ頭に限る。) 同 神奈川区のうち 瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭 同 鶴見区のうち 鶴見川(潮見橋上流端から下流に限る。)、横浜港港湾区域(万代橋上流端から上流の滝の川、築地橋上流端から上流の帷子川、新田間川、幸川、金港橋上流端から上流の派新田間川、都橋上流端から上流の大岡川、車橋上流端から上流の中村川、堀割川及び鳳運河を除く。)
南警察署	横浜市南区大岡2丁目31番4号 電話 045(742)0110 【管轄区域】横浜市南区(山谷、平楽のうち通称エリヤXを除く。)
港南警察署	横浜市港南区港南中央通11番1号 電話 045(842)0110 【管轄区域】横浜市港南区
保土ヶ谷警察署	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の7 電話 045(335)0110 【管轄区域】横浜市保土ヶ谷区
旭警察署	横浜市旭区本村町33番地の5 電話 045(361)0110 【管轄区域】横浜市旭区
磯子警察署	横浜市磯子区磯子1丁目3番5号 電話 045(761)0110 【管轄区域】横浜市磯子区(上町13番から15番まで、馬場町13番、坂下町5番、下町13番を除く。)
金沢警察署	横浜市金沢区泥亀2丁目10番1号 電話 045(782)0110 【管轄区域】横浜市金沢区
港北警察署	横浜市港北区大豆戸町680番地1 電話 045(546)0110 【管轄区域】横浜市港北区
緑警察署	横浜市緑区台村町135番地の14 電話 045(932)0110 【管轄区域】横浜市緑区
青葉警察署	横浜市青葉区市ヶ尾町29番地の1 電話 045(972)0110 【管轄区域】横浜市青葉区
都筑警察署	横浜市都筑区茅ヶ崎中央34番1号 電話 045(949)0110 【管轄区域】横浜市都筑区
戸塚警察署	横浜市戸塚区戸塚町3,158番地の1 電話 045(862)0110 【管轄区域】横浜市戸塚区
栄警察署	横浜市栄区桂町320番地の2 電話 045(894)0110 【管轄区域】横浜市栄区
泉警察署	横浜市泉区和泉町5,867番地の26 電話 045(805)0110 【管轄区域】横浜市泉区
瀬谷警察署	横浜市瀬谷区二ツ橋町213番地の1 電話 045(366)0110 【管轄区域】横浜市瀬谷区

(6) 支援方針の決定

コアメンバー会議で決定した必要な情報を調査した事実確認の結果を受けて、支援方針を決定します。具体的な支援方針は、目的を達成するために、どのような内容で支援を展開するか、その役割分担等についても検討します。障害者虐待に係る支援の種類を「在宅支援」、「措置」、「その他」の3つに分類したうえで、さらに、支援の種類を内容ごとに、具体的な支援方針を検討します。なお、関係機関との協議が必要な場合については、個別ケース会議を開催し、調査内容を基に、支援方針と具体的支援内容を決定します。



支援の種類		具体的内容
在宅支援	継続支援	定期的な面接や家庭訪問等で解決されると判断される相談支援。
	サービス利用	自立生活アシスタント等、在宅生活を支援するサービスの利用
措置	やむを得ない措置	養護者等との分離が必要であり、施設等との契約を結ぶことが出来ない場合。
その他の支援	成年後見制度の利用	
	治療（通院・入院）	
	専門的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング等による心理療法 ・弁護士による法的解決手段
	(利用契約に基づく) 施設等への入所	養護者等との分離が必要であり、施設等との契約を結ぶことが出来る場合、または、養護者との分離の必要性はないものの、分離が望ましいと思われる場合。

ア 在宅支援による支援をする場合

以下の条件にあてはまる場合は、「在宅支援」により対応します。在宅支援の実施にあたっては、区福祉保健センターだけでなく、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、その他の関係機関とも協力・役割分担をしながら対応していくこととします。

「継続支援」の方針を決定する条件（例）

- 虐待が軽度である
- 関係機関で「在宅で支援する」ことが可能であるとの共通認識がある
- 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる
- 障害者本人が障害福祉サービス事業所等に毎日通っている
- 養護者が定期的に相談機関等に出向くか、関係機関の訪問を受け入れる姿勢がある

イ 措置による支援をする場合

次の事項に該当する場合は養護者と障害者本人の分離（施設入所 等）を検討します。在宅支援として対応していたケースであっても、関わりの中で、虐待のリスクが高まれば措置を検討します。

措置を決定する条件（例）

- 在宅では障害者本人の生命に危険が及ぶ
- 在宅では障害者本人の心身に多大な影響を及ぼす
- 障害者本人が養護者の元に帰ることを拒否する
- 障害者本人を保護して欲しいと養護者自ら訴えがあった
- 家族・障害者本人の所在がわからなくなる可能性が高い
- 性的虐待である
- 虐待がくり返されている
- 虐待が疑われるにもかかわらず養護者等が虐待の事実を拒否する
- 養護者が定期的な訪問や来所を拒む
- 家庭内に著しい不和・対立がある
- 絶え間なく障害者本人を叱る・罵る
- 養護者がアルコール依存・薬物依存症である
- 過去に心中未遂がある

ウ その他の支援

「在宅支援」または「措置」による支援方針とするものの、その実施にあたり、必要な支援を適切に実施することとします。特に、虐待の影響による心身の治療の必要性の有無には、十分に配慮することとし、直接的な傷病だけでなく、二次的な治療の必要性の有無についても十分に留意し、必要に応じて継続的な治療の継続を支援します。

また、法的な支援が必要となる場合（経済的トラブルに巻き込まれている場合等）、障害者虐待防止事業による弁護士相談のみならず、障害者本人が弁護士相談を必要とするケースも想定されるため、その際には区役所等で実施する無料法律相談や法テラス等を積極的に活用することとします。

エ 個別ケース会議の開催

虐待ケースとして支援するかどうかの判断基準で述べたように、明らかに虐待であるケースよりも、虐待の疑いがあるか、はっきりとはわからないというケースが多いと考えられます。このようなグレーゾーンのケースについても、障害者の権利擁護の観点から、何らかの支援が必要な場合があります。このようなケースも、明らかな虐待ケースと同様に、様々な関係機関から客観的な情報を収集し、それを評価し、支援計画の策定へとつなげる仕組みが必要となります。

(ア) 個別ケース会議

コアメンバー会議において、緊急性の判断を行い、それに続く訪問調査等による事実確認などで、周辺情報を収集していきます。その情報を関係機関で共有し、関わり方の方向性を統一させ、それぞれの専門性を生かした役割の明確化を図ることで、支援方針や支援者の役割を決定するために開催されるのが、個別ケース会議です。

(イ) 個別ケース会議の目的、検討事項について

個別ケース会議は、情報を共有し、支援計画を策定し、虐待対応チームとして体系的に支援していくことを目的として開催されます。また、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

個別ケース会議を開催したとしても、障害者虐待が発生している原因や事情を突き止めることは簡単ではないですし、また、様々な関係機関が参加するため、それまでに収集してきた情報に対する評価も一様ではないと考えられ、対応策も多様にわたることが考えられます。

以上のような状況を踏まえて、個別ケース会議開催の際には、総合的な視点から、それぞれの検討事項に対する支援計画の策定が必要になると考えられます。

個別ケース会議での検討事項

- 1 情報共有
- 2 支援の方向性の確認
- 3 役割分担の決定
- 4 課題の共有
- 5 障害福祉サービス等の導入の決定
- 6 施設入所の検討（利用契約による入所、措置入所）
- 7 金銭管理について事実確認の明確化
- 8 養護者（虐待者）への支援方法の検討
- 9 養護者（虐待者）支援のキーパーソンの検討等
- 10 短期的、中期的、長期的目標の検討
- 11 緊急時の対応

オ 個別ケース会議の参加者

障害者虐待の相談から始まり、情報収集をしていくうえで、さまざまな関係機関や人が関わることとなります。個別ケース会議は、支援計画を策定することを目的とするために、関係機関から広く意見を募り、多様な視点から作成することが望ましいと考えられます。

（参考）個人情報の取り扱い

個人情報の保護の保護に関する法律において、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」として、例外規定によって守秘義務が解除されていると考えられます。ただし、個別ケース会議等では、秘密保持の義務が課せられていることを、個別ケース会議開催前に関係者に周知します。

カ 一時保護を実施した場合の個別ケース会議の開催

一時保護の依頼をしてから原則1週間以内に、個別ケース会議を開催することとします。原則として、一時保護先の施設での開催とし、参加者には、一時保護を実施した施設を含めることとします。

一時保護を実施した場合の個別ケース会議での追加検討事項

- 1 一時保護期間中の配慮事項
- 2 経済的支援（年金、生活保護 等）の必要性の有無
- 2 一時保護期間の見込み
- 3 当面の本人の保護先等の見込み

（7）積極的な介入の必要性が高い場合の対応

事実確認において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

特に、相談、通報及び届出を受けた際に、警察への協力を依頼するような事件性のある案件の場合は、虐待を受けている障害者が生命の危険に生命の安全を確保することが最重要となるため、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、警察への通報と同時に緊急的な一時保護についても、随時検討することとしています。場合によっては、警察に保護を依頼することも検討し、その場合には警察で保護した後の対応についても検討することが必要となります。

障害者の保護・分離の必要性については、通報受理から事実確認の中で明らかになった時点では「緊急性」の観点から、及びその内容を踏まえて支援方針を決定する時点では「中長期的」な観点から、それぞれの場面で状況に合わせて判断することとします。また、その判断は横浜市としての決定であることが重要です。

ア やむを得ない事由による措置

緊急度の高い場合や、事態がより深刻な場合、その他やむを得ない状況にある場合には、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく、市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切

に身体障害者福祉法第 18 条第 1 項又は第 2 項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項第 2 号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第 9 条第 2 項）。

横浜市では、原則として（主に面会の制限を実施することが必要であると想定される場合）、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある虐待事案については「やむを得ない事由による措置」での障害福祉サービス利用を実施することとします。

イ 面会の制限

障害者虐待防止法第 13 条では、「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができることとされています。虐待を行っていた養護者から障害者への面会の申し出があった場合には、担当職員は障害者本人の意思を確認し、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議等における協議によって、面会の可否について判断を行います。

（ア）やむを得ない事由による措置の際の面会の対応について

障害者への面会の申し出があった場合、障害者本人に養護者等との拒否がある場合は、面会は実施しないこととします。個別ケース会議等での支援方針に照らして、虐待をした養護者と障害者本人を会わせることが支援の方針に合致しているかを検討のうえで、対応することとします。

初回面接にあたって、職員同席で行うこと、面接後に家に連れて帰ることは出来ないこと等について約束できれば、面会日程を調整します。養護者に障害者本人の居所を知らせていない場合には、本人の居所で無い場所で面会する等の配慮が必要です。安定した面会が実施できるようになれば、一定時間虐待者と障害者本人だけで面接させる等、段階的な取り組みを行います。面接後は、障害者本人や養護者から話を聴き、家族再統合に向けた判断のための材料とします。

（イ）契約による入所や入院等の場合

契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定はありませんので、面会の制限を要すると判断される場合には、養護者を説得する働きかけが必要になります。

※施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対する養護者の虐待については、「養護者による虐待」として対応します。養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、施設職員に状況を確認したうえで、養護者による虐待を防ぐための対策を講じることが必要です。また、関係機関との連携の下、成年後見制度等の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

～やむを得ない措置の具体的決定手順～

1 やむを得ない事由に係る費用

ア 趣旨

身障法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知障法第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児福法第 21 条の 6 の規定に基づき、やむを得ない事由による措置(以下「措置」という。)を行うにあたり、必要な事項を定めるものとします。

イ 対象者等

措置の対象者は、やむを得ない事由により障害を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法という。)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの利用をすることが著しく困難であると認める者とする。

ウ やむを得ない事由の定義

前項のやむを得ない事由とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 障害者総合支援法の規定により当該措置に相当する障害福祉サービスに係る給付を受けることができる者が、事業者と契約をして障害福祉サービスを利用し、又はその前提となる支給申請を期待し難いことにより障害福祉サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- (2) 家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合
- (3) その他、区長がやむを得ない事由と認める場合

エ 措置の決定等

区長は、前項に規定する状況調査、次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行い、措置決定通知書により当該者に対し通知するものとする。ただし、知障法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合であって、医学的及び心理学的判定を必要とする場合には、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ、障害者更生相談書の判定を求めなければならない。

- (1) 対象者の意思と尊厳
- (2) 対象者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) その他対象者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

オ 事業の委託

区長は、障害者総合支援法の規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはのぞみ園又は指定医療機関の設置者(以下「事業者等」という。)にサービスを提供することを委託するものとする。委託を行う場合は、措置委託通知書(第 号様式)により、当該委託する事業者等に対し通知するものとする。

カ 費用の支弁

措置に要する費用は、額については「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)」(以下「算定に関する基準」という。)によるものとする。

キ 費用の請求

事業者は、措置に要する費用について、請求書により市長に請求するものとする。

ク 費用の徴収

区長は、前条の規定により費用を支弁した場合は、算定に関する基準に基づき、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、利用者負担額を徴収するものとする。

ケ 措置の変更及び解除

区長は、措置を変更、解除したときは、当該措置を受けた者に対しては措置解除（変更）通知書により、当該事業者に対しては措置委託解除（変更）通知書により、それぞれ通知するものとする。

	区	局	本人	対象施設
①措置の決定 (各区→障害者本人)	【使用帳票①】 【決定内容】 ・障害福祉サービス種類 ・利用者負担額 ・負担階層 等			
		↓ [通知のコピーを提出]		
(各区→障害者支援施設等)	【使用帳票②】 【決定内容】 ・障害福祉サービス種類 ・利用者負担額 ・負担階層 等			
		↓ [通知のコピーを提出]		
②委託費の請求 (措置決定の翌月)		請求 ※本人負担0円での介護給付費の請求を行います。 ※請求額には特定費用(食費、光熱水費)を含みます。		
③利用者負担額の徴収	利用者負担額の徴収	納付書作成 ※①で決定した利用者負担額に基づきます。		
④措置の終了 (措置委託先の変更の場合も含む)	【使用帳票③】 【使用帳票④】			
		↓ [通知のコピーを提出]		
		↓ [通知のコピーを提出]		
【備考】 ※決定通知書等の送付先は、一時保護等を実施する施設および事業所と調整の上で決めてください。 ※措置決定(解除等含む)は文書管理システムにより起案します。		【使用帳票】 ~措置決定時~ ①障害福祉サービス等措置決定通知書 ②障害福祉サービス等措置委託通知書 ~措置解除・変更時~ ③障害福祉サービス等措置解除(変更)通知書 ④障害福祉サービス等措置委託解除(変更)通知書		

ウ 措置後の対応

緊急性が高く、養護者との分離が必要でありやむを得ない事由による措置を行った後の支援方針については、十分な検討が必要です。措置を行った後の支援方針は2つに分かれます。やむを得ない事由による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではない点に留意しなければなりません。

(ア) 自立した生活に移行する場合

成年後見制度等の活用を検討し、自立した生活を営むのに必要な基盤を整え、サービスの利用調整等を行います。自立した生活に移行した場合であっても、必要に応じて、家族との関係回復に向けた検討・調整を行います。

虐待を行った養護者との分離が必要な状況（例）

- 虐待を行った養護者が、虐待しているという認識が全く無い。
- 障害者本人が家庭に帰ることを嫌がっている。
- 虐待を行った養護者が、虐待をするのは障害者本人の責任にしている。
- 虐待を行った養護者は、反省の弁を述べてはいるが、性的虐待をくり返したケース。
- 家庭に帰ったら虐待が再燃する可能性が高い。
- 担当者や機関との関係が作れず、障害者本人が家庭に帰った場合、連絡が取れなくなる可能性がある。
- 養護者の精神状態が不安定であり、障害者本人の世話ができる状態ではない。
- 措置後も障害者本人の年金を搾取する等が続いている。

（イ）在宅支援に移行する場合

措置から在宅に移行するにあたって、虐待のリスクが軽減されているか、障害者本人が家庭に戻りたいという気持ちがあるか、関係機関による支援や見守りの体制があるか等、障害者本人の安全が確保できることが条件となるため、障害福祉サービス及び在宅生活を支援するサービスの積極的な活用を検討します。

また、問題が発生した際の対応・体制について、検討しておくことが必要です。

在宅支援に移行可能な状況（例）

- 障害者本人が虐待を行った養護者に対する怯え・恐怖等の感情が少なくなった。
- 障害者本人が家庭に戻りたいと訴えている。
- 養護者が自ら行った行為を反省し、くり返さないと述べている。
- 虐待に至った過程や課題を整理し・サービス等の利用調整によって、虐待リスクの低減が図られている。
- 障害者本人の安心・完全をいつでも確認できる体制や緊急時に通報及び届出ができる体制が整っている。
- 養護者や障害者本人と担当職員との関係が保てており、何か問題が発生した際に再度通告等があれば、課題を解決できる体制がある。

（8）その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要です。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとするものとされていますので（第41条）、この点にも留意が必要です。

○適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第 12 条第 6 項）があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置を採ることが考えられます。

○年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が障害者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障害者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られています。政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 法律第 64 号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成 26 年 10 月 1 日施行）。

（厚生労働省令で定める事務）

<事実関係の把握>

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項・第 19 条

<福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）>

・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条
 ・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4・第 16 条第 1 項

<後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）>

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2
 ・知的障害者福祉法第 28 条

※本人に意思能力があり同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援機関等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保

持の手続」という。)を行ってきましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました。(平成27年7月から取扱開始)

(新たな対象者)

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

(例1) 親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す必要がある子ども

(例2) 老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者・障害者

(秘密保持の手続による対応内容)

①基礎年金番号を別の番号に変更する

②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、市町村においては、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して支援機関等の証明書発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応を行う他、日本年金機構による本手続の周知等も併せてお願いします。

(※) 婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しなど支援機関等が発行する証明書(参考例参照)を指します。

(9) 養護者への支援

法第14条第1項 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な障害者虐待支援の最終的な目標は、在宅支援と措置の別によらず、家族関係の回復や生活の安定にあります。支援開始後は、定期的なモニタリングを行いながら、継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげます。

養護者による障害者虐待は、家族の人間関係悪化や、養護者間のDV関係、アルコールや薬物への依存、精神疾患、社会からの孤立、介護負担等、様々な内容が絡み合っ引き起こされると考えられます。そのため、養護者の負担軽減の観点による、障害者本人の一時保護の実施等の支援策を検討することとします。

養護者(虐待者)支援の際に必要な視点

1 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

2 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

3 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

4 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

(10) 成年後見制度等の活用

障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案も発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして成年後見制度等の活用を検討することも考えられます。

成年後見制度とは、判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に選任された成年後見人等が、身上に配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための民法上の制度です。成年後見制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度があります。また、法定後見には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、市長申立てによる成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見等開始の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます）を行うことが定められています（第9条第3項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、支援するためのものですが、制度の利用は今まで十分とは言えませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置等により利用促進を図ることも規定されています（第44条）。また、障害者総合支援法における地域生活支援事業として、市町村の成年後見制度利用支援事業が定められています。成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

なお、法定後見の申立ては、原則として、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いとしています。

また、社会福祉協議会では、軽い認知症や知的障害、精神障害などにより一人では日常生活に不安のある人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

市長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長による申立ては行わないことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、区長申立てが必要となる場合があります。区長申立てに関する手続きについては、健康福祉局福祉保健課作成の「区長申立て事務の手引き」をご覧ください。

成年後見制度

1 法定後見制度

- ・補助：精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人
- ・保佐：精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人
- ・後見：精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、成年後見人とし、本人・配偶者・4親等内の親族や市町村長の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が成年後見人等に与えられています。

2 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者などの判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

(10) モニタリング・虐待対応の終結

ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、各区障害者支援担当の職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、支援を行う関係機関からの聞き取りなどにより障害者や養護者等の状況を把握します。こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、支援方針を検討する際に召集した、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する関係機関等と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが望まれます。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による支援内容を変更

していく必要があります。

エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結したとしても、本人等への支援が必要な状態が継続しますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。

虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して個別ケース会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

また、一旦終結したとしても、必要に応じて「〇〇という状況になったら、再度支援を開始する」といった取り決めを確認しておくことが必要です。

（参考）養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、養護者支援の視点も重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口での対応内容を一本化させ、特定の職員が対応しないなど、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨むこととし、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておくなどの対応が重要です。

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、児童委員、相談支援専門員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

（12） 文書の管理と記録について

障害者虐待受付票に関する帳票類は、以下のとおりとします。また、各書類の保存年限は5年とします。

様式名	説明
障害者虐待相談・通報・届出受付票（様式第1号）	記載内容を記載の上、虐待防止センターで保管します。 健康福祉局障害施策推進課は対象者の担当区福祉保健センターあてに写しを送付し、原紙は、健康福祉局障害施策推進課が保管します。
事実確認票（様式第2号）	事実確認の内容を記載するものとします。
横浜市障害者虐待防止事業立入調査員証（様式第3号）	立入調査を実施する際の身分証明証になります。立入調査実施時は、必ず携帯しなければなりません。

立入調査書（様式第4号）	立入調査実施時に必ず所持し、立入調査実施先に提示しなければなりません。
障害者虐待事案に係る援助依頼書（様式第5号）	立入調査実施の際に、警察に援助要請を実施する際に使用します。原紙は、各警察署に送付し、各区福祉保健センターは写しを保管します。
立入調査実施報告書（様式第6号）	立入調査の実施内容を記載するものとします。各区福祉保健センターは健康福祉局障害施策推進課あてに写しを送付し、原紙は各区福祉保健センターが保管します。
個別ケース会議記録・計画票（様式第7号）	立入調査の実施内容を記載するものとします。各区福祉保健センターは健康福祉局障害施策推進課あてに写しを送付し、原紙は各区福祉保健センターが保管します。
障害者虐待防止事業における弁護士相談票（様式第8号）	弁護士に専門的助言を求める際に使用します。原紙は、各区福祉保健センターが保管します。
在宅支援記録票	障害者虐待通報及び届出を受け付けた後、すでに在宅支援記録票がある者の場合は、やりとりの内容や資料を綴ります。在宅支援記録票がない者の場合は、新たに在宅支援記録票を作成します。

第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています(第16条第2項)。

障害福祉施設従事者等による虐待の相談、通報及び届出の窓口は、横浜市では健康福祉局障害施策推進課(窓口は、事業者に委託)とし、しかし、実際の相談、通報及び届出は様々な方法や経路によることが想定され、場合によっては「養護者による虐待」として相談を受ける案件に含まれる可能性もあります。また、通報者についても施設職員、家族、本人等が考えられ、その方法についても来訪される場合、電話や手紙である場合等さまざまです。

そのため、第一次的には、相談、通報及び届出を受けた窓口においても、「相談・通報・届出受付票」に沿って情報の整理を行い、サービス内容に係る苦情なのか、過失による事故なのか、可能な限りその内容を見極め、その後、健康福祉局障害施策推進課へと報告します。

※施設等の所在地と援護の実施機関が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と援護の実施機関が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県(政令市・中核市)と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。いずれの連絡についても、健康福祉局障害施策推進課経由で他自治体へ行います。

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています(第2条、第15～20条)。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事等」に係る業務に従事する者と定義されています(第2条第4項)。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」(以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。)に該当する施設・事業については以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを運営する事業 ・ 福祉ホームを運営する事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p>

● 1 障害者虐待の防止に向けた取組

(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています(第15条)。

また、障害者福祉施設等の運営基準では、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。

具体的には、

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）

等を指すものとされています。

(2) 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体が実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の、具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者

福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組が期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

(5) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの

苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

（6）指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聴き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心がけることが求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

● 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組

障害福祉施設従事者等による虐待の相談、通報及び届出は、障害者本人または親族、知人等からによるもの可能性もありますが、施設及び事業所の関係者（内外問わず）による通報が想定されます。そこで、障害者虐待防止法では、通報を理由とする不利益な取り扱いを禁止しています。

こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

（参考）公益通報者に対する保護規定

- 1 解雇の無効
- 2 その他不利益な取り扱い（降格、言及、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

● 3 障害者虐待が発生した場合の対応

(1) 通報、届出及び相談への対応窓口

横浜市では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報、届出に関する窓口は障害者虐待防止センターが担うこととし、障害者虐待に関する通報、届出を受けるとともに、そこで必要な相談に対しても対応します。障害者虐待防止センターで受理した案件は、委託先の事業者より原則翌営業日に健康福祉局あてに報告されるものとします。

なお、区福祉保健センターでの通常の相談業務の中で、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する案件が含まれている場合は、可能な限り「相談・通報・届出受付票」に沿って情報の整理を行い、健康福祉局に報告することとし、報告を受けた段階で通報、届出の受理とします。

(2) 緊急対応

ここでいう、緊急とは深刻な外傷や脱水症状等の生命の危機と想定される状況を示しています。障害者虐待に関する通報、届出及び相談を受けたときに、まずは、緊急対応の必要性の有無について判断し、そのうえで、必要な緊急対応を実施します。

ア 緊急対応の判断

通報・届出窓口（委託先）は、通報・届出内容について、緊急かつ重大な案件であるか否かについて判断します。緊急かつ重大な案件であると、判断したものについて、速やかに健康福祉局障害施策推進課に連絡します。連絡を受けた健康福祉局障害施策推進課は緊急対応の必要性を確認した上で、速やかに事実確認を行います。

※休日・夜間(閉庁時)の対応

【原則】 翌営業日以降に初動対応を行う。

【緊急かつ重大な案件】 通報受理後に、局で緊急対応を行う。

【緊急かつ重大の定義】

- ・深刻な身体的外傷(骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等)がある場合
- ・極端な栄養不良、脱水症状がある場合
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物(刃物、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがある場合

【緊急対応の内容】(内容の順序は状況によって前後するものとします。)

- ①訪問調査等による状況把握
- ②救急搬送等緊急の医療機関受診の必要性の判断
- ③警察への支援要請の必要性の判断
- ④緊急一時保護等の必要性の判断

イ 緊急対応の実施内容

あくまでも、生命の障害特性及び事実背景等に関係なく、対応する内容となります。具体的には、救急搬送や警察出動の必要性の有無の確認、またはすでに救急搬送が行われたり、警察に保護されたりしている場合は、その搬送先及び保護先等を確認すること等が想定され、可能な限り、搬送先及び保護先等への訪問により、通報・届出の対象者である本人の現状確認に取り組みます。本人の生命の安全を確保することを最優先とし、具体的な

ウ 緊急対応時点で一時保護の必要性が確認される場合の対応

(ア) 開庁時の対応（平日：8時30分～17時15分までの対応）

緊急対応時点で、一時保護の必要性が確認される場合、健康福祉局障害施策推進課と区福祉保健センターで情報交換をしながら、まずは、虐待と推測される行為等により治療の必要性があるか否かを確認し、治療が必要にも関わらず、治療を受けていない場合は、治療を最優先とし、主治医がいる場合は主治医の受診、そうでない場合は、その他医療機関への受診及び救急外来等への受診を支援します。

(イ) 閉庁時の対応（平日17時15分～翌8時30分及び土・日・祝日、年末年始の対応）

基本的には、救急搬送（119番）及び警察出動（110番）等の緊急性を求められる対応を実施します。そして、翌営業日までの居所及び安全等を確認することとします。

障害者福祉施設等従事者からの虐待（通報・届出）

【通報窓口（24時間365日）で通報・届出を受理した場合の対応】

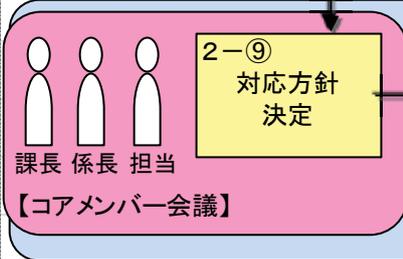
被虐待者及び虐待者等からの通報・届出を受けた場合は、以下により対応します。

	通報窓口	局	関係機関	備考
①通報・届出	1-① 受付	1-③ 受理		※通報受理時に受理番号を局で付番します。
②緊急対応	1-② 必要性の判断	1-④ 緊急対応ケース	警察出動 救急搬送	※原則として、事業所は必要な対応（当該児童の保護等）を実施します。
③初動対応		1-⑥ コアメンバーによる会議 【コアメンバー会議】 課長 係長 担当	1-⑤ 虐待に伴う傷病の治療	※夜間・休日に受け付けた場合、③初動対応以降については、翌営業日以降の対応となります。
④事実確認		1-⑦ 事実確認 事業所指導 指導監査 特に悪質な虐待事実があった場合等	1-⑧ 【協力依頼】	
⑥対応方針決定		1-⑨ 対応方針決定 【コアメンバー会議】 課長 係長 担当	1-⑩ 【協力依頼】 【個別ケース会議】	※対応方針検討に際して、被虐待者支援（サービスの利用調整等）について、関係機関（区福祉保健センター等）に協力依頼します。

障害者福祉施設等従事者からの虐待(区福祉保健センターへの相談)

【平日8時45分～17時00分に区福祉保健センターで相談受付した場合の対応】

被虐待者及び虐待者からの相談を受けた場合は、以下により対応します。

	区	局	関係機関	備考
①相談	2-① 相談受付	電話・FAX等でまず連絡します。		※区は第1号様式を作成します。(他の相談記録等に替えることも可)
②通報受理	状況確認	2-② 通報受理		※対象者が特定される場合は、支援状況等を確認します。 ※通報受理時に受理番号を局で付番します。
③緊急対応		2-③ 必要性の判断		※原則として、事業所は必要な対応(当該被虐待者の保護等)を実施します。
		2-④ 緊急対応ケース	2-⑤ 虐待に伴う傷病の治療等	
④初動対応		 【コアメンバー会議】		
⑤事実確認		2-⑦ 事実確認 事業所指導	2-⑧ 【協力依頼】	
	特に悪質な虐待事実があった場合等	指導監査		
⑦対応方針決定		 【コアメンバー会議】	2-⑩ 【協力依頼】	※対応方針検討に際して、被虐待者支援(サービスの利用調整等)について、関係機関(区福祉保健センター等)に協力依頼します。
			【個別ケース会議】	

エ（虐待事案発生時の）緊急対応、利用者の安全確保

事案（疑い含む）発生時は、事実確認ができていない場合であっても、市は事業所に対して、事業所内における危機管理を適切に行うよう依頼します。具体的には、事案の発生防止を目的として、複数対応の原則を再徹底するほか、事案が起きている旨について、当該事業所を運営する法人として把握し、対応を進めるよう強く働きかけをします。

なお、当該事業所のみによる危機管理や利用者へのケアが困難である場合は、必要に応じて、関係機関による見守りやサポート等を検討することが必要です。

（３）初動対応

健康福祉局障害施策推進課は、相談、通報及び届出を受けたときは、障害施策推進課長、担当係長、担当者等及び事業所管課により、他の関係機関の有無の確認、障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業所への事実確認の方法等を検討します。

また、虐待と推測される行為を受けた障害者本人について区福祉保健センター等が保有する情報と、連携を図りながら、詳細な情報の入手と整理に努めます。

初動対応での確認内容【緊急な保護は必要なしと判断された場合の検討内容】

- 対応者の確認
- 通報・届出内容の確認
- 事実確認に関する役割分担（何の情報をどの機関に確認するか）
- 訪問調査の段取りについて
 - ・訪問で調査する者
 - ・どのような訪問の仕方をするか
 - ・指導監査チームとの連携
- 各調査を終了し再度会議を開催する日時と場所

（４）通報・届出された時点の直近対応に関すること（利用者及び家族等への情報提供等）

ア 事業所から利用者及び家族に対する正確な情報提供（速報）（に関する行政からの指導）

通報があった段階では、事実確認が不十分であるため、通報内容が事実であるか否かは分からないものの、当該事業所で虐待案件が発生しているかもしれないこと、その旨を事実確認しなければならないこと等を、利用者及び家族に対して、素早く説明し、公明正大な対応を進めることによって、利用者や家族による当該事業所への不安や不信感を増幅させないよう十分に配慮することが求められます。

イ 行政機関や相談支援機関からの情報提供（速報）

通報を受理した局は、必要に応じて、利用者の安全を守ること等を目的として、各区に対して通報・届出内容に関する情報提供を行います。ただし、その時点において、通報・届出内容等を安易に市から伝達することは困難であることが想定されるため（通報・届出内容が虚偽である可能性もあるため）、情報提供を受けた各区は、利用者及び家族の不安を増幅しないための配慮の必要性を念頭におき、当該事業所の利用者及びその家族から相談があった際には、当該事業所の利用状況や不安や苦情等の有無を確認するよう心がけます。

こうしたやりとりを行うことによって、通報・届出がなされていない事実関係の確認につながることも期待されます。（新たな虐待内容の発見の視点を持つことの重要性）

(5) 事実確認（事実確認・訪問調査の実施、調査への協力）

障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、（他の利用者を含めた）当該障害福祉サービス及び障害者支援施設利用者の状況、並びにこれまでの事業の運営状況等を踏まえて、初動対応で決定された内容により、原則として、訪問調査により、通報・届出された内容の事実確認を行うこととします。

事実確認の際には、虐待の内容に焦点をあてた内容と、障害者本人の総合的な生活状況等を把握する必要があるため、本人だけでなく、他の利用者も含めて、当該障害福祉サービス及び障害者支援施設における支援の状況を踏まえた事実確認を行うこととします。事実確認の結果、虐待行為が認められる場合には、指導監査を実施し、行政による適切な権限行使につなげていくこととします。

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害者福祉施設等や、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

障害者総合支援法の規定により市長が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収、立ち入り検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等を行ったり（第50条第1項第7号及び第3項、第51条の29第1項第7号及び第2項第7号）、30万円以下の罰金（第111条）に処することができます。これらの規定について、障害福祉施設等の管理者や従事者等に説明し、事実確認調査への誠実な協力を要請することが考えられます。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目

例①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な内容
- ・虐待の経過

②障害者の状況

- ・安全確認・・・関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③障害福祉サービス等の利用状況

④障害者の生活状況等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ①当該障害者に対するサービス提供状況
- ②虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④職員の勤務体制
- ⑤その他必要事項等

イ 調査を行う際の留意事項

(ア) 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、記録用にICレコーダー等の録音機材や、デジタルカメラ等の映像を記録できる機材を携行することも検討が必要です（使用時は対象の同意を得る）。

なお、性的虐待案件の場合等、案件に応じて、被虐待者と同性の職員が調査を行うなどの配慮が必要となります。

(イ) 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

(ウ) 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・訪問の目的について
- ・職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・調査への協力について・・・事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

(エ) 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。

- ・日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか
- ・虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか等必要な分析を行います。

(オ) 聞き取り調査の留意点

聞き取り調査にあたっては、障害者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことが出来るよう、個室を確保した上で、個別に聴き取りを行い、話しの内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障害者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で施設側から不利益な取り扱いを受けるのではないかと不安を感じていたり、障害者福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

ウ 事実確認が難しい案件への対応

事実確認が難しい（十分な証拠がない案件、コミュニケーションを図ることが難しい利用者である等）場合の聞き取りは特に慎重に対応するものとし、聞き取り実施方法（関係者、関係機関への協力依頼）や聞き取り実施対象を十分に検討したうえで実施するものとし、なお、必要に応じて、支援員以外の事業所職員（看護職、栄養士、事務職員等）から聞き取りを行う他、相談支援機関や他の事業所等の関係機関への協力等を求めることとし、正確な事実確認に努めるものとし、

障害者虐待案件は刑事事件として取り上げられる事も少なくありません。こうした事案の場合は、特に迅速な対応が求められることとなりますが、虐待の証拠となる物品が押収されたり、虐待者が逮捕拘留されたりするなど、事実確認を行うことが困難である可能性もありますが、その場合であっても、対象者の状況把握や、利用者や職員等関係者からの聞き取り等、市としての事実確認を着実に進めることとします。

また、関係機関とも密に連携を取ることで、当該事業所に係る未把握の新たな虐待内容を発見する視点を広く持ち続けることが重要です。

エ 虐待類型を踏まえた確認ポイント

虐待類型を踏まえた聞き取りを行うことも重要です。例えば、経済的虐待の場合の視点としては、金銭管理をしているにも関わらず台帳が整備されていない場合は、虐待の可能性が高いという視点を持つなど、埋もれた事実関係がきちんと明らかになるよう、事実確認の実施方法は常に案件や状況に合わせた視点を持つことを心がけます。

オ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報者の中には、当該施設の前職員からの通報もあります。当該施設に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかと懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものとされます。

当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいと考えられます。

職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の前職員を加

えることを検討します。

障害者総合支援法第48条第1項、第51条の27第1項・第2項、児童福祉法第21条の5の21第1項、第24条の34第1項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

カ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音について、必要性を説明した上で同意を求めます。聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。

例えば、なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行うなど対象者が話しやすい環境で聞き取りを行うことが必要です。障害者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言いかえるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討することも有効です。

【誘導質問】

(例)「職員Aに叩かれましたか？」

(例)「利用者Bが職員Aに叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

(例)「何があったか、よく思い出してください（間を取る）。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」（オープンな質問）

→「(写真を用意して) その人は、この中にいますか？」(具体物による確認)

→「その時の動作をやってみてください」（動作による確認）

→「その時に障害者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」（図による確認）

→「その部分を、もっと詳しく話してください」（部分を限定しての確認）

※最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡をとってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合があります。

キ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

ク 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害者福祉施設等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

ケ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

● 4 障害者虐待の再発防止に向けた取組

(1) 正確な事実確認を行うための工夫（事業所との関係性構築）

以上に記載した事実確認等の対応は、当該事業所の任意の協力に基づくものであることから、こうした対応を迅速かつ適切に進めるために、日頃から市と事業所とのオープンな関係性を構築することが重要です。

それにより、事業所側も虐待事案が発生した際の事実確認内容に透明性が確保されることとなり、第三者の目が入ることにより、利用者及びその家族からの信頼性の回復に役立つこととなります。

(2) 利用者及び家族の意識の向上（不適切な事例に対するセルフチェック）

利用者及び家族自身が虐待を受けているかもしれない、受けるかもしれないという意識が虐待行為の防止の第一歩となることから、こうした意識を向上させることを目的として、不適切な支援に対するセルフチェックを行うことができるような仕組みをつくることが重要です。例えば、知的障害のある人にわかりやすい説明のリーフレット等を配付するとともに、事業所内に掲示することも有効です。また、不適切と感じる事例が起きたときに、身近な人に相談できる体制を構築することも重要です。

(3)（虐待が起きたことや改善等に関する）利用者及び家族等への情報提供

- ・事業所から利用者及び家族に対する正確な情報提供（に関する行政からの指導）、及びその際の配慮事項に関する事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含め誠意ある対応を行います。虐待案件の内容によっては、法人の理事長等役職員が同席した上で家族会を開き説明と謝罪行い信頼に回復に努める必要があります。
- ・関係機関における相談対応（当該事業所の利用希望等への対応等）

(4)（虐待事案発生後の）再発防止、利用者へのフォロー

利用者への支援を通じた地域の関係機関ネットワークによる被虐待者への見守り（後見人やモニタリング等）と再発防止を図ることが重要になります。特に、経済的虐待事案が発生した場合には、積極的に成年後見制度の活用を進めることにより、再発防止に向けた具体的かつ有効な取組となるほか、よりよい支援につながるものが期待されます。

また、利用者及び家族、事業所向けの再発防止に関する啓発活動を積極的に行うことを通じて、「どのような行為が虐待に当たるのか」等を理解し、一つ一つの行為に対する意識を高めることも虐待の防止に向けた有効な手段の一つです。

※法外施設（運営委員会型グループホーム、作業所等）での虐待について

障害者虐待防止法では、「障害者福祉施設従事者等」とは、「障害者総合支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設、若しくはのぞみの園又は障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第25項に規定する移動支援事業、同条第26項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業に係る業務に従事する者」とされており、運営委員会型グループホームや作業所等の障害者総合支援法外の施設は含まれていませんが、横浜市としては、必要に応じて、障害者の権利擁護に向けた支援を進めていくこととします。

● 5 身体拘束に関する整理

（1）身体拘束に関する基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、嘔みつくだの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

（2）身体拘束の定義

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

身体拘束の具体例 ※「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省発行より）

- 1 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- 5 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚でかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 8 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- 11 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで例示であることから、この項目に該当しなくても、「本人の意思によらない行動制限」があれば身体拘束になる可能性があります。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

身体拘束が緊急やむを得ない場合

- 1 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
- 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。
- 3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(4) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

ア 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

イ 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

ウ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

第4章 使用者による障害者虐待の防止と対応

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

● 1 障害者虐待の防止・早期発見に向けた取組

(1) 通報義務の周知

地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげるのが重要です。啓発ポスター、パンフレットなどにより広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要です。当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援します。

(2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。また、各区においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応(介入)ネットワークを構築することも必要です。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切である「障害者虐待発見チェックリスト」等の周知を図ります。

● 2 障害者虐待が発生した場合の対応

(1) 用語の定義

障害者虐待防止法では、使用者による虐待として、使用者とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主などを含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放任」に当たります。なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満及び65歳以上を含む)障害者虐待防止法が適用されます。

(2) 相談、通報及び届出を受けた場合の対応

ア 通報の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府

県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。これは、発見者が使用者の場合であっても同様です。また、虐待を受けた障害者は市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。使用者による虐待の相談、通報及び届出の窓口は、横浜市では障害者虐待防止センターとします。

しかし、相談、通報及び届出を受けた窓口において、情報の整理を行い、サービス内容に係る苦情なのか、過失による事故なのか、可能な限りその内容を見極め、その後、障害者虐待防止センター（健康福祉局障害施策推進課）へと連絡します。

また、最終的に事業所への指導権限を有する機関は都道府県労働局となるため、受付を行う際には、「一旦、虐待の通報等として受理させていただき、市としては出来る限りの事実確認を行います。事業所への指導権限等は都道府県労働局にあるため、障害者虐待法に基づき、都道府県を通じて都道府県労働局へ情報をお伝えするとともに適切な対応を依頼してまいります」といった内容を説明し、了解を得ます。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

（ア）事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

横浜市内に所在する事業所に関しての通報等を、各区・地区や生活支援センターで通報等を受けた場合、一旦聞き取りを行ったうえで、健康福祉局障害施策推進課から事業所の所在地の都道府県に通知することとします。

（イ）障害者の居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知することとされています。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供するとされています。

横浜市では、各区・地区や生活支援センターで通報等を受けた場合、一旦聞き取りを行ったうえで、健康福祉局障害施策推進課で通報等を受理します。事業所への指導の観点から、健康福祉局障害施策推進課から、事業所の所在地の都道府県に通知します。虐待を受けている障害者への対応については、虐待を受けている障害者の生活支援の観点で、必要に応じて各区及び相談支援機関や就労支援センター等と協働して対応することとします。

（ウ）事業所の所在地又は障害者の居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があるとされているため、横浜市では、健康福祉局障害施策推進課に連絡がなされる仕組みをとっています。その後、虐待を受けている障害者が市内在住者であり、障害者の生活支援の観点で、必要に応じて各区等と協働して対応することとします。

ウ 受付記録の作成

使用者による障害者虐待の通報等の窓口である健康福祉局障害施策推進課は、一般的に受け付けた相談・通報等について、事案のいかんに関わらず、記録を作成することとなりますが、当該事案が使用者による障害者虐待

(もしくは虐待の疑い)であると判断された場合においては、健康福祉局障害施策推進課では、以下の内容について、確認し、受付記録を作成します。そのため、他の窓口において、相談、通報及び届出を受けた際には、同様に以下の点に留意しながら事実確認等を行います。

なお、使用者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、① 刑法法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。)(第16条第3項)、② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第16条第4項)が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実がないにも関わらず、故意に虚偽の事実を通報した場合には、第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして(例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。)公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

(3) 事実確認

相談、通報及び届出を受けたときは、健康福祉局障害施策推進課は、原則として、障害施策推進課長、担当係長、担当者等により、通報等の内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。健康福祉局障害施策推進課は、区福祉保健センターや就労支援センターが有する情報があれば、連携を図りながら、詳細な情報の入手と整理に努めます。

また、事業所の協力が求められる場合は、事業所に対しても事実確認等の調査を行います。協力が得られない場合は、事業所所在地の都道府県へ通知し、通知を受けた都道府県は、事業所所在地の都道府県労働局へ報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど協力して対応します。

事実確認で把握・確認する事項

1 虐待の状況

虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過

2 障害者の状況

- ・安全確認：関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断するうえで、障害者の心身の状況を直接観察することが有効だ得るため、基本的には面接によって確認を行う。

- ・身体状況：障害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。

- ・精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に粟原割れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。

- ・生活環境：障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

3 業務内容、勤務体制、労働環境等

事業所への調査項目

1 業務内容、勤務体制、労働環境等

2 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等

3 通報等の内容に係る事実確認、状況説明

4 職員の勤務体制や給与支払い状況等必要事項

第5章 資料編

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

身体障害者福祉法（抄）

知的障害者福祉法（抄）

障害者総合支援法（抄）

社会福祉法（抄）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

DV防止法

児童虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを運営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを運営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみ

なして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽である

もの及び過失によるものを除く。次項において同じ。) をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学

する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

身体障害者福祉法（抜粋）

身体障害者福祉法（抜粋）

（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条 市町村は、障害者総合支援法第五条第一項 に規定する障害福祉サービス（同条第六項 に規定する療養介護及び同条第十一項 に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第六項 の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項 に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者総合支援法第五条第一項 に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十八条の三 市町村長は、第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法 の適用除外）

第十九条 第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

知的障害者福祉法（抜粋）

知的障害者福祉法（抜粋）

（昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号）

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者総合支援法第五条第一項 に規定する障害福祉サービス（同条第六項 に規定する療養介護及び同条第十一項 に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

- 一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
- 二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者総合支援法第五条第六項 の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
- 三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十七条 市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法 の適用除外）

第十八条 第十五条の四又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十九条 削除

第二十条 削除

（受託義務）

第二十一条 障害者総合支援法第五条第一項 に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくはのぞみの園の設置者は、第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人

保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努め

なければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一面会を要求すること。

二その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を

発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若し

くは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴

力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同

号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被

害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、

第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

最終改正：平成十九年六月一日法律第七十三号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐

待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号 若しくは第二項第一号 又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項 若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号 若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号 の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条 の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五 の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児

童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

（臨検又は捜索の夜間執行の制限）

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の提示）

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（臨検又は捜索に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

（臨検等をする間の出入りの禁止）

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（責任者等の立会い）

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護

を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合(前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者につい

て、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る

当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（都道府県児童福祉審議会等への報告）

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

（親権の行使に関する配慮等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（大都市等の特例）

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（罰則）

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則（平成一九年六月一日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。